

第4次中部広域計画

平成25年3月

中部広域市町村圏事務組合

目 次

I	中部広域圏の将来像	1
1	計画の概要	1
2	中部広域圏が目指すべき将来像	4
3	分野別将来像	4
4	広域行政のあり方と今後の取り組み	6
II	基本計画	7
1	中部広域計画の策定、当該計画に基づく事業の実施及び連絡調整に関する事務	7
2	ふるさと市町村圏基金を活用した次に掲げる事業の実施に関すること	8
ア	広域交流事業	8
イ	広域文化事業	9
ウ	広域スポーツ事業	10
エ	広域観光開発事業	11
オ	広域物産展事業	12
カ	地域イベント助成事業	13
キ	広域研修事業	14
ク	地域づくり支援事業	15
3	調査研究に関する事務	16
ア	広域的な行政課題に関すること	16
イ	広域にわたる振興発展に関すること	17
4	社会福祉法に規定する事務のうち、社会福祉法人の指導監査に関する事務	18
III	ふるさと市町村圏基金	19
IV	本計画の具体的な実現	21

参考資料

1	中部広域圏の概要	23
2	中部広域市町村圏事務組合の経緯	37
3	計画策定の経緯	39
4	中部広域市町村圏の将来計画に関する住民の意向調査結果	41
5	中部広域市町村圏事務組合同規約	88
6	第4次中部広域計画策定に係る各種委員会等の名簿	93
7	平成24年度中部広域市町村圏事務組合広域研修講演会講演録	96

I 中部広域圏の将来像

I 中部広域圏の将来像

1 計画の概要

(1) 広域計画策定のこれまでの経緯

広域市町村圏は、モータリゼーション等を背景として形成されつつある都市及び周辺農山漁村地域を一体とする日常社会生活圏の場として地域の振興整備を進めるために、昭和44年度から設定が開始されたものであり、当初は、広域ネットワークの形成、広域事務処理システムの整備に主眼がおかれた。その後、昭和54年度から策定が進められた新広域市町村圏計画においては、地域の総合的居住環境の整備を目標とし、産業振興等を含めた総合計画とされるとともに、文化、教育、スポーツ等の分野における広域サービスシステムの整備が行われた。また、地域経済の振興を広域的、総合的に推進するため地域活性化対策を行うとともに、個性的で魅力ある地域づくりを推進するため、まちづくり特別対策事業が進められてきた。その間、昭和52年度からは、大都市周辺地域の広域行政を推進するため、大都市周辺地域広域行政圏が設定され、地域の振興整備が図られてきた。広域行政圏の振興整備のための具体的な施策として、昭和56年度から昭和60年度にかけて、各種サービスの中核となる大規模複合施設としてのリージョンプラザの建設が行われたほか、昭和58年度からは、地域経済の振興を広域的、総合的に推進するため「地域経済活性化対策」が、昭和59年度からは、広域的な調整を図りつつ個性的で魅力ある地域づくりを推進するための「まちづくり特別対策事業」が進められた。また、平成3年度からは、この「まちづくり特別対策事業」に新たに「まちづくり総合事業」を加え、広域的・総合的な観点からするハード事業が推進されてきた。

平成元年度から、ふるさと創生及び多極分散型国土の形成を促進するため、広域行政圏のうちから、地域の自立的な発展が見込まれる地方都市及びその周辺地域を一体とした圏域について「ふるさと市町村圏」の選定を行い、圏域の総合的、重点的な振興整備を図ることとされた。その「ふるさと市町村圏」は、総合的、重点的な振興整備のための組織体制を整え、計画を策定するとともに、広域の観点から地域振興事業を積極的に進めるため、ふるさと市町村圏基金（おおむね10億円）を創設し、基金の運用益を活用したソフト事業をはじめとして、広域にわたる多様な地域づくりを推進してきた。

それに伴い、平成元年9月に自治省（現総務省）の推進する「ふるさと市町村圏」に中部広域圏が選定され、平成元年11月1日に中部広域市町村圏協議会を発展解消し、中部広域市町村圏事務組合が設立された。その際、「中部は一つ」を合い言葉に、圏域の総合的かつ一体的な振興整備を図るための将来像とその実現に向けて、計画を策定し推進してきた。また、「ふるさと市町村圏」の選定に伴い、関係市町村の出資金と都道府県の助成金で「ふるさと市町村圏基金（12億5千5百4拾7万4千円）」が創設され、その運用益を活用した振興整備のための事業を行ってきた。

このような全国的な流れを受け、中部広域圏においては、圏域の総合的・一体的な振興を図るため広域的な諸問題に対応できる総合計画として、これまで3次にわたる広域計画が策定され、それに伴う事業が行われてきた。

【これまでの中部広域圏計画の経緯】

- ・中部新広域市町村圏計画
第1次計画 計画期間：昭和57年度～昭和66年度（平成2年度）
- ・中部広域市町村圏計画及びふるさと市町村圏計画
第2次計画 計画期間：平成2年度～平成11年度
- ・中部広域市町村圏計画及びふるさと市町村圏計画
第3次計画 計画期間：平成14年度～平成23年度

（2）広域計画策定の趣旨

広域市町村圏は、昭和40年代の高度経済成長によるモータリゼーションの進展や日常生活圏域の拡大を受け、ふるさと市町村圏の選定等、国主導によって進められてきた。

しかし、近年は市町村合併によって広域行政圏内の市町村数が著しく減少した圏域や、広域行政機構を有しない圏域が広がる等、広域行政施策を取り巻く状況は地域ごとに大きく異なっている。

このような状況を受け、国は広域行政圏施策について当初の役割を終えたという考えから、平成20年度には「広域行政圏計画策定要綱」及び「ふるさと市町村圏推進要綱」の廃止を通達した。それによって、今後の広域連携については、地方自治法に基づく協議会、一部事務組合、広域連合等の事務の共同処理の諸制度を活用しながら、関係市町村の自主的な協議に基づき取り組むこととされた。

これらのことから、第4次広域計画の策定にあたっては、本組合が担う役割を明確にするとともに、関係する市町村の行政課題への複合的な取り組み及び事務の共同処理に関する方向性を位置付ける等、中部広域圏の一体性を高める将来像と具体的な取り組みを位置付けるものである。

（3）本組合における広域圏計画推進の現状と課題等

これまで、本組合は国や県が進めてきた広域行政圏施策に基づく地方拠点都市地域の地域指定によるハード整備事業や、ふるさと市町村圏計画による基金の果実を利用したソフト事業の実施を関係する市町村と連携して行ってきた。そのような国や県の施策を圏域という枠で実施するため、第3次基本計画では都市基盤、産業、福祉、教育、駐留軍用地跡地利用に関する事等、広範囲に及ぶ分野（4章、17節、130施策）が位置付けられたが、実際に本組合で実施された施策は27施策にとどまっている。

このように多くの施策が未実施となった要因としては、第3次基本計画において関係市町村と一部事務組合との分担が明確ではなかったことと、併せて、本組合が担っている中部市町村会等の機能や事務事業を第3次基本計画に関連づけることが難しかったことが挙げられる。また、市町村の広域行政をより効率的に推進する必要性から創出された「複合的一部事務組合」の制度では、第1次から第3次基本計画に示された基本構想に基づく具体的な施策を主体的に取り組むには制度上の限界があり、これが未実施となった最も大きな要因である。

このような状況を踏まえ、第4次中部広域計画策定にあたり関係市町村では、本組合が地方自治法の制度に基づく事務の共同処理を行う組織としての整備と方向性の明確化、それに伴い本組合で行う具体的かつ実施可能な事務事業の明記及び実施を重要視している。加えて、軌道系を含む新たな公共交通システムの導入に向けた各種活動、関係する市町村の一体的な取り組みと併せて、今後、個別の市町村のニーズに合致する産業振興、基地問題等の政策的な取り組みの方向性を示す必要があると認識している。

これらのことから、第4次中部広域計画の策定にあたっては、関係市町村が策定している総合計画や沖縄21世紀ビジョン基本計画との整合性を図るとともに、本組合が担う役

割を地方自治法に基づく組織として改めて明確にし、それに基づいた市町村の行政課題への複合的な取り組みやそれに関する方向性、また、今後、広域的な行政ニーズへ柔軟に対応できる広域連合への移行も含め、中部広域圏の一体性を高める将来像と具体的な取り組みを示す計画策定が必要である。

(4) 広域計画の位置付け

本計画は、中部広域圏を構成する 9 市町村の基本構想・基本計画や沖縄 21 世紀ビジョン基本計画を基本とし、沖縄県中部地方拠点都市地域基本計画などの国・県の計画との整合性を図りながら、中部広域圏の将来像を描くとともに、本組合や関係市町村が事務処理を行っていくための指針とするものである。

(5) 広域計画の期間

第 4 次中部広域計画は、平成 25 年度を初年度とし、平成 34 年度までの 10 年間を計画期間とする。

(6) 広域計画の構成

第 4 次中部広域計画は、将来構想及び基本計画により構成する。

1) 将来構想

将来構想は、圏域の将来像と中部広域圏における中長期的視点から見た課題と、それらを有機的な連携によって取り組んでいくための方向性を示している。

2) 基本計画（実施事務の概要及び対応方針）

基本計画は、将来構想で示した方向性も含め、地方自治法に基づく事務の共同処理の諸制度を活用しながら、関係市町村の自主的な協議に基づき、取り組む調査研究や中部広域市町村圏事務組合同規約第 3 条に定める事務を実施するための概要や対応方針等を項目ごとに定める。また、関係市町村との協議にて新たに処理する事務等について調査・検討し、基本計画においては適時見直しを行う。

(7) 広域計画の区域

この計画の対象とする区域は、沖縄市、うるま市、宜野湾市、北谷町、嘉手納町、西原町、読谷村、北中城村、中城村の 3 市 3 町 3 村の行政区域である。

2 中部広域圏が目指すべき将来像

「人と自然と文化が響き合い 未来をともに拓く中部圏」

中部広域圏は、個性豊かな9市町村で構成されており、それぞれ歴史的背景や立地条件、産業構造等が異なる地域である。それ故、まとまりにくいという難点もあり、これまで中部広域圏が一体となった取り組みがなかなか進まない状況があった。

しかし、少子高齢化社会の到来や地方分権の進展、社会経済の急速なグローバル化への対応、さらには行政需要の複雑化・多様化など、大きな転換期を迎えており、中部広域圏における市町村も決して例外ではなく、個々の自治体だけでフルセットの住民サービスを提供することが難しい状況になることが予想される。

今後は、中部広域圏の個性豊かな地域特性をすべて「資源」として捉え、それらを有機的に連携させ、今後、達成するであろう50万人都市圏にふさわしい、中部広域圏の活性化に繋げていくことを目指す。

3 分野別将来像

(1) 産業分野

中部広域圏には、沖縄県によって中城湾港を中心に国際物流拠点産業集積地域や情報通信産業特別地区が指定され、ヒト・モノ・情報・技術・投資を呼び込む産業の集積が進められていることから、高等教育機関と連携し製品開発力や技術の向上及び地域資源の活用による新事業の創出等に取り組む等、グローバルスタンダードを目指した産業振興策の展開を促進する。さらに、織物や陶芸、琉球ガラス等の伝統工芸の盛んな地域でもあることから、各地域の特性を活かしたものづくり産業の振興を図る。

加えて、農業や畜産業、漁業が盛んな地域もみられることから、第一次産業の担い手への支援、関係市町村の農産物等を学校給食に供給することで広域的地産地消を進めるとともに、6次産業化の推進やそれらを結びつける直売所の整備に取り組む。併せて、他産業との連携も含めた取り組みも行うことで、中部広域圏全体の産業活性化を目指す。

(2) 観光分野

中部広域圏には、世界遺産である中城城跡、勝連城跡、座喜味城跡等の重要な文化財を有する他、各地域に受け継がれている伝統芸能も多くみられる。また、伝統文化と異文化が融合した独特の「チャンプルー文化」が醸成されている地域である。

このため中部広域圏では、これらを中部全体の観光資源として捉え、関係市町村との連携のもと、圏域内に分布する文化資源のネットワーク化や高等教育機関との連携による観光分野への人材供給やグローバル化に対応できる人材育成のための環境整備等を行うことで、中部ならではの観光振興を目指す。

西海岸地域では、都市型リゾートが形成される一方で、豊かな自然環境が残る地域もみられることからマリンスポーツやエコツーリズムをはじめ、多彩な文化資源・自然資源を活かした観光振興策の展開を促す。

東海岸地域においては宿泊施設が十分に供給されていないことから、健康保養型観光の振興や島しょ地域を活かした島めぐりメニューの開発、マリンスポーツやエコツーリズム

の自然資源の活用等、地域特性を活かした観光振興策の展開を促す。

また、中部広域圏に集積しているスポーツコンベンション施設を活用したプロスポーツキャンプの受入れやおきなわマラソンをはじめ各種スポーツイベント等を有機的に連携させる組織体制の整備等により、更なるスポーツツーリズムの推進を図る。

加えて、住民参加による緑化活動等により、中部が一体となった観光まちづくりの推進を目指す。

(3) 福祉・医療分野

本格的な高齢社会の到来とともに、福祉・医療に関わる行政サービスに対する需要は増加している。このため、より専門性が高い人材の確保が必要な事務等について共同処理を行うことで、圏域内での迅速かつ質の高い行政サービスの提供やサービスの均一化に取り組む。

(4) 防災分野

防災対策は、個々の地域での日頃からの備えが重要である。その一方で、大規模な災害が発生した際には、広域的な対応が求められることも予想される。このため、備蓄倉庫等の広域防災拠点の整備を行うとともに、圏域が一体となった防災・減災対策や連携による消防防災体制の強化を目指す。

(5) 衛生・環境分野

関係市町村が隣接する市町村と共同で行政サービスの提供を行っている環境・衛生関連の施設については、施設の老朽化等により火葬場やし尿処理施設の改築、また、最終処分場の検討も求められていることや、農業用廃プラスチックの処理についても各自自治体での対応の遅れがみられることから、効率的・効果的な広域的行政サービスの提供が行われるよう、関係市町村等による連携した取り組みを推進する。

(6) 交通分野

中部広域圏には、県下上位の人口規模を持つ沖縄市、うるま市、宜野湾市が立地しており、都市機能が集積した地域である。しかし、米軍基地に分断された中部広域圏内の公共交通機関の利便性は高いとはいえ、さらに道路網の整備も十分とはいえない状況である。このため、中部広域圏内の拠点都市間の移動の円滑化を図る鉄軌道の整備や、駐留軍用地の一部返還も視野に入れた東西を結ぶ道路の整備及び中城湾港新港地区への高規格幹線道路の連結等、交通体系の整備に向け中部広域圏一体となった取り組みを行う。

(7) 人材育成・教育分野

中部広域圏には、個々の地域風土によって育まれた個性豊かな伝統文化が多くみられる地域であり、これらの文化的資源の保全、次世代への継承及び新たな文化の創造に関わる取り組みに対する支援を行う。

沖縄の持つ地理的・歴史的特性を活かしながら、風土・文化が異なる地域と経済、文化など様々な分野における交流活動を行うことで、本圏域の発展に寄与するような人材育成の支援を行う。

さらに、本圏域に立地している高等教育機関との連携のもと、産業振興やまちづくりをはじめ、各分野における人材育成の支援を行う。

(8) 基地対策分野

沖縄戦で米軍が沖縄本島に上陸した地である本圏域は、全体の約4分の1が駐留軍用地

に占められており、本圏域の経済発展を図る上で大きな障害となっているほか、米軍基地に起因する様々な事件・事故や航空機騒音の発生等が住民生活にとって過重な負担となっている。

このような米軍基地に起因する広域的な課題等に対して、関係市町村とも連携し、支援を行う。

4 広域行政のあり方と今後の取り組み

産業、観光、福祉・医療、防災、交通分野、基地問題に対する連携した取り組みや駐留軍用地の跡地利用計画の策定の際の調整機能等、様々な広域行政ニーズにおいて、現在の複合的一部事務組合制度では、主体的に取り組むには制度上の限界がある。このため、従来の関係市町村の事務の共同処理という性格にとらわれることなく、多様な広域行政サービスへの適切な対応が可能でかつ住民により身近な広域行政機構である広域連合への制度変更を視野に入れた取り組みを目指す。また、本組合は課税権を持たない特別地方公共団体であり、関係市町村の負担金で賄われていることから、広域行政のニーズに対して主体的な取り組みが行いにくい状況にある。そのような状況を踏まえ、沖縄振興特別推進交付金制度、いわゆる一括交付金などの新たな財源も活用し、広域的な政策や広域行政需要への対応を目指す。

II 基本計画

Ⅱ 基本計画

1 中部広域計画の策定、当該計画に基づく事業の実施及び連絡調整に関する事務

(1) 経緯

昭和 40 年代から国主導で広域行政圏の設定を行うことにより、広域行政の促進が図られてきた。これは、単に事務の共同処理を行うための広域行政ではなく、関係市町村の区域全体を 1 つの圏域として、総合的な計画を策定し、それに基づき計画的な圏域整備を進めるための取り組みである。

中部広域圏においては、圏域発足の昭和 56 年度に「自主・平和・参画による地域社会の創造」等を将来像に第 1 次計画を策定し、その後、平成元年度に第 2 次計画、平成 14 年度に第 3 次計画、平成 24 年度には関係市町村の協議に基づき、第 4 次中部広域計画の策定を行うこととなった。

(2) 現状と課題

これまで、本組合は、国や県が進めてきた広域行政圏施策に基づく地方拠点都市地域の地域指定によるハード整備事業やふるさと市町村圏計画による基金の果実を利用したソフト事業等を圏域という枠組みで実施するために中部広域計画を策定してきた。このため、第 3 次基本計画では、都市基盤、産業、福祉、教育等、広範囲に及ぶ分野(4 章、17 節、130 施策)が位置づけられたが、実際に実施されたのは 27 施策にとどまっている。

これらの状況を踏まえ第 4 次中部広域計画の基本計画では、中部広域圏を取り巻くまちづくりの流れを踏まえつつ、産業振興や基地問題への対応等、関係市町村の広域的なニーズへのきめ細やかな対応及び、具体的に実施する事務事業の明確化が求められている。

(3) 今後の方針

中部広域計画に基づいた事業の実施及び連絡調整を行うとともに、本組合と関係を有する団体の事務事業に関して、地方自治法の制度に基づき、関係市町村との協議において整理を行う。また、社会情勢等の変化等により基本計画の見直しが必要な際には、関係市町村の協議を踏まえ、速やかに改定を行う。

(4) 施策

- ①中部広域計画の策定、当該計画に基づく事業の実施及び連絡調整に関する事務
- ②沖縄県中部地方拠点都市地域に関する事務

2 ふるさと市町村圏基金を活用した次に掲げる事業の実施に関する こと

ア 広域交流事業

(1) 経緯

本事業は、本組合と山形県最上広域市町村圏事務組合との広域間姉妹提携(昭和 63 年度)を契機に、両圏域の児童生徒の相互の交流体験を通じ、将来を担う人材の育成を図ることを目的に平成元年度から実施している「中部広域圏児童の派遣交流事業」、「最上広域圏児童の受入交流事業」が主な事業である。これらの事業により、これまで 3,273 人(平成 24 年度現在)の児童生徒の派遣・受け入れを行っている。(生徒【中学生】の交流事業は平成元年度～平成 7 年度の間実施)

(2) 現状と課題

最上広域圏児童の受入交流事業では、最上広域圏から派遣される約 40 人の児童を受け入れし、圏域内外の観光文化施設の見学と圏域内児童との交流活動等を行っている。

また、中部広域圏児童の派遣交流事業では、毎年約 70 人の児童を派遣し、雪国の生活体験や最上広域圏児童等との交流活動を行っている。

本事業を通じた新たな体験等が、児童の成長の一助になっているものと推察されるとともに、単独で交流事業の実施が難しい関係市町村にとっては特に有用な取り組みとなっている。

この事業を実施するにあたって、学校教育との関連で実施する場合、関係する市町村の教育委員会との関係性の整理、また、派遣交流における派遣教諭や保健師の確保が課題となっている。

(3) 今後の方針

現在、本事業にて実施している二つの事業において、「21 世紀の中部広域を担う夢と希望のある児童を育成する」という趣旨を達成するため、関係する行政機関との円滑な実施環境・体制の整備を行い、中部広域圏内の児童及び生徒が、異文化の体験や交流を通じて心身の成長が図れるよう取り組む。

(4) 施策

- ①最上広域圏児童の受入交流事業
- ②中部広域圏児童の派遣交流事業

イ 広域文化事業

(1) 経緯

本事業では、過去に「ピースフルラブロックフェスティバル」や「キジムナーフェスタ」(現在はいずれも沖縄市が主として開催している。)を実施していたが、現在は主に「島クトゥバし語やびら大会」を支援している。

「ピースフルラブロックフェスティバル」においては、昭和 62 年 10 月に全国モデル定住圏推進協議会会長賞を受賞し、また、「キジムナーフェスタ」においては、平成 6 年に本組合主催で、「21 世紀を担う子どもたちが主役」と銘打ち、世界 10 カ国から 15 の劇団、国内からは招待以外の自主参加劇団を含め、計 37 劇団の公演を関係市町村それぞれの会場で開催し、好評を博した。

現在、「島クトゥバし語やびら大会」においては、先人たちが生活の中で使われてきた「島クトゥバ」を地域の無形文化財として再確認し、継承発展を図るとともに、中部地区婦人連合会会員相互の親睦と和を培いながら「島クトゥバ」の良さを学ぶことを目的に開催しており、本組合では平成 2 年度から支援を行っている。同事業は、毎年、継続的に実施しており平成 24 年度で 22 回目の開催となっている。

(2) 現状と課題

本事業では、過去に「ピースフルラブロックフェスティバル」や「キジムナーフェスタ」と大型のイベントをふるさと市町村圏基金にて支援してきたが、時代の経済状況の変化に伴い「ふるさと市町村圏基金」の運用益による収入が減少し継続が不可能となったため、沖縄市が実施主体となり継続している。

中部地区婦人連合会が毎年主催、運営する「島クトゥバし語やびら大会」に関しては、自主的・主体的な活動に重きを置く事業となっており、現在も支援している。

沖縄 21 世紀ビジョンにおいて若い世代への伝統文化等の普及・継承が重要視される中、本組合が支援する「島クトゥバし語やびら大会」においても、若い世代への普及・継承に関する取り組みを強化する必要がある。

「中部」という地域名は、沖縄県北部地域を示す「やんばる」などと比較すると全国的な知名度が低い現状にある。地域の文化や歴史などの情報発信は、より多くの人に周知された地域名(組織名の一部)による情報発信がとても効果的である。このため、中部広域圏を一つの地域名(愛称名)で表現し、その地域名(愛称名)において文化・歴史等の情報発信を行うとともに、将来的には地域ブランドとしての優位性の確保に向けて取り組む必要がある。

(3) 今後の方針

若い世代の島クトゥバに接する機会創出や関係市町村連携の仕組みも取り入れながら、島クトゥバの普及、継承発展が図れるよう、引き続き、中部地区婦人連合会等が主体的に開催する事業を支援する。

また、「中部」を一つの地域として表現できる地域名称(愛称名)の募集等を行い、その公募した地域名によって、関係市町村の連帯感の醸成や様々な地域資源の付加価値の向上及び中部広域圏の活性化を推進する。

(4) 施策

- ①島クトゥバし語やびら大会補助事業
- ②「中部広域圏」地域の知名度・イメージ向上に関する事業

ウ 広域スポーツ事業

(1) 経緯

本事業では、「おきなわマラソン」や「中部トリムマラソン」に対する補助事業を実施している。

「おきなわマラソン」は、競技力の向上及び沖縄県のスポーツ振興、観光立県を掲げる本県の経済振興に大きく寄与することを目的に平成4年度からスタートしている。沖縄陸上競技協会や県内メディアなどの連携で実行委員会形式にて運営を行い、開催回数は平成24年度で21回を数えており、これまで本組合にて運営支援を含め事務局の管理運営を行っている。

「中部トリムマラソン」は、県民の体力づくりと生涯スポーツの振興を図るとともに関係市町村の活性化を図るために平成2年度からスタートしており、これまでの開催回数は平成24年度で23回を数える。

(2) 現状と課題

「おきなわマラソン」は、3市村を中心に日本陸上競技連盟公認のコースを設定し開催しており、近年は約13,000人～17,000人の参加者で推移している。健康志向の高まりなどを背景にしたランニング人気や県内外で経済波及効果を狙ったマラソンイベントの開催も増加していることから、県外及び海外からの参加者が増加傾向にある。第19回大会では経済効果が6.4億円と推計され、一定の経済波及効果があるものと推察される。しかし、実施会場が偏っていることから、中部広域圏全体への実質的な地域活性化には至っておらず、今後はコース以外の関係市町村への「おきなわマラソン」を核にした実質的な波及効果の取り組みが必要である。また、スポーツと観光（ツーリズム）を融合させる取り組みや地域に密着した民間主体の実施体制にて中部広域圏全体の活性化を図っていく必要がある。

「中部トリムマラソン」は、沖縄県総合運動公園を会場に20km、10km、5km、3kmのコースを設定し開催しており、毎年4,000人余の参加者を得ている。中部広域圏住民の健康志向と相まって一定の参加者数を確保しているが、体力づくりと生涯スポーツの振興を図るためには、幅広い世代の参加を取り込むことが課題である。

(3) 今後の方針

関係市町村で開催するマラソンイベントとの連携や、「おきなわマラソン」を核にしたマラソン教室などの開催、宿泊地の分散化や県外・海外参加者へのPR等による誘致活動等で「スポーツと観光（ツーリズム）」が融合した取り組みを推進することで、中部広域圏全体の活性化を図る。また、プロ野球やJリーグなどによるプロスポーツの試合やキャンプなど、中部広域圏には豊富なスポーツ資源が存在することから、これら魅力あるスポーツ資源を最大限に活用できる調査研究を関係市町村と連携して実施する。

(4) 施策

- ①おきなわマラソン補助事業
- ②中部トリムマラソン補助事業
- ③スポーツツーリズムに関する調査研究

エ 広域観光開発事業

(1) 経緯

本事業では、「中部広域観光ガイドブック」の作成や「中部広域ウェブサイト『まいにちちゅうぶ』」の管理運営による中部広域圏の情報発信を行ってきた。また、おきなわマラソンにおける県外参加者、海外参加者の誘致による中部広域圏のPR活動を行っている。

「中部広域ウェブサイト『まいにちちゅうぶ』」においては、高度情報化社会が進展する中でインターネットを通じての地域情報の発信は、地域活性化を図る上で重要なアイテムとなっている。平成19年度に「生活者参加型WEBサイト『mainichichubu』」を立ち上げ、平成23年度には「中部広域ウェブサイト『まいにちちゅうぶ』」としてリニューアルし、中部広域圏内外に関係市町村の地域情報（行政情報、イベント情報、店舗情報の他、本組合の情報等）の発信を行っている。

「おきなわマラソン」は県内参加者が87%を占め、県内では沖縄中部の冬の風物詩として、広く認知・支持されているが、県外・海外参加者の比率は現在、参加者全体の13%程度にとどまっており、観光の視点も含めた県外・海外での認知度は低い状況である。

(2) 現状と課題

「中部広域ウェブサイト『まいにちちゅうぶ』」においては、行政、イベント、店舗情報を中心に情報発信を行っており、一定の情報量となっている。今後、関連サイトとのリンク等により情報内容の充実を図るとともに、「生活者参加型」として、口コミ情報等の書き込みが行われるよう、サイトの周知を図っていく必要がある。さらに、サイトの利用が進んでいく中で適切な利用がなされるよう、本サイトの管理体制に留意していく必要がある。

「おきなわマラソン」においては、県外・海外への周知が十分にされていないことやマラソン参加以外のメニューが提供できていないため、中部広域圏内への宿泊日数は1泊または2泊程度の短期滞在が多いことが課題となっている。また、スポーツは地域住民間の交流及び異なる文化的背景を持つ者同士を有効につなぐツールとなる可能性を持っているが「おきなわマラソン」を含め、中部広域圏に存在する様々なスポーツに関係する地域資源を有機的な連携で観光資源として活用できていない課題がある。そのような現状を鑑み、スポーツと観光は密接な関係があることから、これら魅力あるスポーツ資源を最大限に活用できる調査研究を関係市町村と連携して実施する必要がある。

(3) 今後の方針

今後、「中部広域ウェブサイト『まいにちちゅうぶ』」が中部広域圏の情報発信ツールとして機能していくよう、適切な管理運用を図る。

また、中部広域圏の豊富なスポーツ資源を最大限に活用し、スポーツツーリズムの振興を図るため関係市町村と連携しながら調査研究を実施する。

(4) 施策

- ①中部広域ウェブサイト運営事業
- ②スポーツツーリズムに関する調査研究（再掲）

オ 広域物産展事業

(1) 経緯

本事業では、平成元年度から山形県最上広域市町村圏事務組合との広域間姉妹提携をきっかけに、平成2年度から「もがみ大産業まつり出展事業」を実施している。

「もがみ大産業まつり出展事業」は、山形県最上広域圏との広域間姉妹提携の関連事業として、中部広域圏内の物産品・民芸品を広く最上広域圏住民に紹介し、販路の開拓及び地場産業の振興に寄与するとともに、両圏域の人的・物的交流を促進することを目的に実施している。併せて、山形県最上広域圏特産品を関係市町村が開催する産業まつりへの出店の受入も実施し、両圏域の物的交流を促進している。

平成20年度に実施した「ちゅうぶ産業まつり」は、沖縄県総合運動公園にて11月29日・30日の二日間で開催し、関係市町村の事業者約80店舗が出店して好評を博した。

(2) 現状と課題

毎年10月に実施される「もがみ大産業まつり」は、来場者約15万人規模のイベントとなっており、中部広域圏内から黒糖、泡盛、蜂蜜、健康食品等の特産品の試食販売及び沖縄料理の実演販売を実施しており、物産も併せて好評を得ている。また、関係市町村が開催する産業まつりへ最上広域圏特産品を出店・実売する受入事業においては、産業まつりでの目玉となり好評を得ている。しかし、継続的・安定的な両圏域の物的交流の取り組みに至っておらず課題が残る。

本組合設立20周年事業として平成20年度に実施した「ちゅうぶ産業まつり」においては、引き続き開催を望む関係市町村や関係市町村内の事業者からの要望はあるが、本組合にて支援するには財源の確保や管理運営に係る人的な確保が困難なため、継続した実施には至っていない。

(3) 今後の方針

関係市町村の特産品などを「もがみ大産業まつり出展事業」等を活用した販路拡大を推進する。また、関係する市町村と連携し、民間のノウハウを活用した物的交流の取り組みを行う。

(4) 施策

①産業まつり出展事業

カ 地域イベント助成事業

(1) 経緯

本事業では、過去に「地域イベント助成事業（平成 2 年ふるさと市町村圏計画にて）」や「地域間連携・交流イベント助成事業（平成 20 年度～平成 21 年度）」を実施してきた。

現在、平成 20 年度に実施した「地域間連携・交流イベント助成事業」をリニューアルし、平成 24 年度から関係市町村が総合的かつ一体的な振興発展を図り、広域的な地域づくりの推進に寄与することを目的に、圏域内の団体等が連携・交流を行うイベントに助成金の交付を行っている。

(2) 現状と課題

新たに取り組んだ「地域間連携・交流イベント助成事業」において、平成 24 年度は 2 事業（活用した市町村：宜野湾市、中城村、北中城村の 3 市村）にて活用された。

実施されたイベントでのアンケート調査によると、中部広域圏の一体性を高め、広域的な地域づくりが推進されたことを実証している。しかし、平成 24 年度に活用した関係市町村は 3 割にとどまっており、今後は、関係市町村が連携して行うイベントの掘り起こしや実施団体への情報提供が課題である。

(3) 今後の方針

本組合規約第 3 条第 2 号に規定する事業を平成 24 年度から実施された「地域間連携・交流イベント助成事業」にて支援し、中部広域圏の一体性を高め、広域的な地域づくりの推進を図る。

(4) 施策

- ①地域間連携・交流イベント助成事業

キ 広域研修事業

(1) 経緯

本組合では、関係市町村の議員や職員の連帯意識の醸成と広域的調整の円滑化、職員の資質向上を図るため、各種研修会の実施に取り組んでいる。

平成3年3月に「ゆがふう塾設置規則」を制定し、関係市町村職員を対象に講座等を開催し、人材育成事業を行ってきた。平成9年にその規則の改正やカリキュラムを見直し、地方自治の発展に資することを目的に本組合設立10周年事業として「ゆがふう塾（第1期）」を実施している。平成8年度までは一般会計の関係市町村の負担金で実施されていたが、関係する市町村の財政状況を鑑み、平成9年度から「ふるさと市町村圏基金」の事業として実施している。

また、理事会において、今後は政策形成が重要になるとの方向性が確認され、平成18年度より「ふるさと市町村圏基金」の事業として「政策形成上級研修事業」を実施している。

(2) 現状と課題

「ゆがふう塾事業」は平成24年度で15期を迎え、286名の卒塾生を「政策形成上級研修事業」は平成24年度で7期を迎え86名の修了生を輩出しており、関係市町村の人材育成等を行う広域的な事業として効果的である。しかし、関係市町村においても同様な人材育成事業がみられることから、関係市町村における事務の共同処理としての位置付けを明確にする必要がある。

理事会、議会及び幹事会の研修事業では、広域行政サービスや広域的な課題に対する講演や広域的取り組みの視察研究等をとおして、関係する市町村長及び本組合議会議員並びに関係市町村職員の連帯意識の醸成に効果をあげている。しかし、先進的な広域行政や広域的な取り組みについて研修はしているものの、一部事務組合等の具体的制度や広域行政の認知度が依然低いことから、実務へのフィードバックが少ないことが課題である。

(3) 今後の方針

関係する市町村の職員等の資質向上を図るため、関係する市町村等の研修の状況とニーズを把握し、人材育成や交流機会の創出に資する研修の開催を行うとともに、一部事務組合等の具体的制度や広域行政の周知も含め、個々の自治体では対応困難な高度で専門的な研修等の実施に取り組む。

また、現在、実施している各種研修については、事務の共同処理としての位置付けを明確にする。

(4) 施策

- ①「ゆがふう塾」市町村職員研修事業
- ②「ゆがふう塾」政策形成上級研修事業
- ③中部広域市町村圏事務組合理事会研修事業
- ④中部広域市町村圏事務組合議会議員研修事業
- ⑤中部広域市町村圏事務組合幹事会研修事業

ク 地域づくり支援事業

(1) 経緯

本事業は、第2次ふるさと市町村圏計画(実施期間：平成2年度～平成11年度)から実施され、中部広域圏住民の自主参加による地域づくりを喚起し、地域活性化を図ることを目的に、地域における特徴的な地域づくりをしている団体等を支援し助成している。「ふるさと市町村圏基金」の運用益による収入減少が要因で実施規模が縮小されてはいるが、第2次ふるさと市町村圏計画期間中には「中部広域大植木市」、第3次ふるさと市町村圏計画(実施期間：平成14年度～平成23年度)期間中には、「花と緑の学校コンクール」を実施した。平成25年度からは緑化推進に対する意欲を高め、生活に潤いとやすらぎをもたらす快適な緑化環境作りに寄与することを目的に「花と緑のまちづくりコンクール事業」を実施している。

(2) 現状と課題

緑化活動等による心やすらぐ景観づくりは、生活環境の向上のみならず観光振興にも欠かせない視点であり、快適な緑化環境作りと観光振興の視点による取り組みも含め、広域的に連携した取り組みを促すことが課題である。また、関係市町村が連携し、振興発展を図るため、圏域内の団体等の取り組みに対する支援も求められている。

(3) 今後の方針

平成25年度から実施する「花と緑のまちづくりコンクール事業」への支援を通して、快適な緑化環境作りと観光振興の視点による取り組みも含め、関係市町村と連携し主体的に緑化推進を行う団体等への活動を支援する。その他、中部広域圏住民の主体的で特徴的な活動を行っている団体を支援する。

(4) 施策

- ①花と緑のまちづくりコンクール補助事業
- ②地域間連携・交流イベント助成事業(再掲)

3 調査研究に関する事務

ア 広域的な行政課題に関すること

(1) 経緯

中部広域圏では平成元年9月、自治省（現総務省）の推進する「ふるさと市町村圏」に選定され、都道府県知事が関係市町村と協議のもと、中部広域市町村圏事務組合(複合的一部事務組合)が設立された。

しかし、国の広域行政圏施策の廃止や、これまでの「中部広域市町村圏計画及びふるさと市町村圏計画」の実施期間が終了したことから、関係市町村の協議において、新たに「中部広域計画」の策定を行い、関係市町村が抱える広域的な行政課題の解決に向けた体制整備に取り組むこととなった。

(2) 現状と課題

少子高齢化社会の到来や地方分権の進展、行政需要の複雑化・多様化が進んでおり、今後は個々の自治体だけでフルセットの住民サービスの提供を行うことが難しい状況が予想される。さらに住民の生活圏の拡大により、市町村の区域を越える広域的な行政需要への対応や広域的な行政課題の解決に向けて取り組む必要がある。

しかし、本組合は関係する市町村においても、事務の共同処理を行う特別地方自治体としての認知度が低く、現状では一部事務組合として限定的な役割にとどまっていることが課題となっている。

(3) 今後の方針

関係する市町村に共通する、或いは複数の市町村に共通する事務の共同処理も含め、関係市町村との協議において、事務の共同処理に関する調査検討を行う。また、本組合において広域的な行政課題の調査研究を行いつつ、関係する市町村に対し、本組合の事務事業に関すること、一部事務組合の制度や広域的に取り組むことの有効性等について周知を行う。

(4) 施策

- ①障害者自立支援給付にかかる障害程度区分認定調査に関すること
- ②中部地区地産地消推進対策事業に関すること
- ③税滞納整理業務（搜索・公売など）に関すること
- ④スポーツツーリズムに関する調査研究（再掲）
- ⑤広域的な行政課題の調査研究に関すること

イ 広域にわたる振興発展に関すること

(1) 経緯

中部は一つという理念の下に設立された中部市町村会、中部振興会及び中頭地方視聴覚協議会は、それぞれがその目的に沿って一定の成果を上げていたが、市町村を取り巻く財政的状況が極めて厳しい状況にあるとの認識から、行財政改革の一環としてこれらの組織は平成12年4月に本組合へ事務局統合が行われた。

それによって、地方公共事務の円滑な運営及び中部地区に関する諸問題の調査研究や協力体制の確立等、本組合は中部広域圏の振興発展に寄与することを目的とした事業の管理・執行を行っている。

(2) 現状と課題

本組合と中部市町村会は、平成12年4月に「事務局統合」とされているが、「中部市町村会の業務を中部広域市町村圏事務組合が受託」となっているのが実状である。任意団体から特別地方公共団体への事務委託となっており、地方自治法上、特異な関係性において本組合が中部市町村会等の管理・運営を行っている。このため、地方自治法に則った組織体制の見直しが必要である。

(3) 今後の方針

中部市町村会を含むそれに関係する団体については、地方自治法に則った組織の整備に向けて取り組む。中部市町村会を含むそれに関係する団体が実施している事務事業は、広域的に取り組むことでの効果や公益性の高い事業が多くみられることから、関係市町村による協議を踏まえ、事務事業を整理しつつ、本計画の基本計画に位置付ける。また、中部市町村会の機能を一部事務組合の制度で担うには制度上の限界はあるが、広域的な行政ニーズへ柔軟に対応していく必要があるため、中部市町村会の機能を担うことが可能な広域連合への移行も選択肢の一つとして関係市町村と連携し、調査検討を行う。

(4) 施策

- ①中部振興策及び中部振興会館建設に関すること
- ②中部市町村会
- ③中頭地方視聴覚協議会（視聴覚ライブラリー）
- ④中部地区財政担当者会議
- ⑤中部地区畜産共進会
- ⑥中部家畜人工授精センター
- ⑦河川愛護会活動推進委託事業（県事業を受託）
- ⑧道路植栽樹木管理会活動推進業務委託（県事業を受託）

4 社会福祉法に規定する事務のうち、社会福祉法人の指導監査に関する事務

(1) 経緯

第4次中部広域計画の策定に伴い、新たな事務の共同処理について関係市町村へアンケート調査を行った際、平成25年度から一般市に権限移譲が行われる「社会福祉法人の所管庁に関する事務、設立認可、定款変更、改善命令等」について事務の共同処理を検討して頂きたい旨の提案があった。その後、調査結果に基づき、広域化事務等調査委員会のもと、関係市の担当者による専門部会を設置し協議を行った。

専門部会では、認可事務等の事務(市で実施)と指導監査に関する事務を分離することで、より中立・公平な指導監査が行えることや、3市に立地する社会福祉法人に対し平準化した指導監査が可能となること、高い専門性が求められる等の理由から、社会福祉法人の指導監査に関する事務について共同処理を行うことが望ましいとの結論に至った。

その後、専門部会の検討結果に基づき、広域化事務等調査委員会・幹事会・理事会・議会において共同処理を行うことが承認・決定され、平成25年4月1日より沖縄市、うるま市、宜野湾市の事務の共同処理として本組合で実施することとなった。

(2) 現状と課題

平成25年4月1日より、本組合で新たに共同処理を行う事務である。

本業務の円滑な実施に向けては、関係市及び施設監査業務を行う県との綿密な連携が必要である。

さらに、指導監査に関する基礎研修(会計、人事管理、利用者支援等)の実施についても各市が共同で県や関係機関に求めていく必要がある。

(3) 今後の方針

関係市及び県と連携体制の強化を図るとともに、本組合における専門性の向上やノウハウの構築により、行政効率の高い事務執行を行う。

(4) 施策

①社会福祉法人の指導監査に関する事務

Ⅲ ふるさと市町村圏基金

Ⅲ ふるさと市町村圏基金

(1) 経緯

国は、「ふるさと市町村圏推進要綱」の推進のため、ふるさと市町村圏の創造的、一体的な振興整備を目的に「ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）」が設置された。ふるさと市町村圏基金は、関係市町村からの出資と都道府県からの助成により設置された基金である。ふるさと市町村圏の選定に伴い管理執行する広域行政機構は、ふるさと市町村圏基金の果実を活用し、広域的な観点による地域経済・地場産業振興、文化振興、生涯学習、健康づくり・スポーツ活動、高度情報化事業などのソフト事業のほか、公共施設の広域的な利用促進のための改修・機能付加への充当等多様な地域振興事業が積極的に進められてきた。

中部広域圏は、平成元年に「ふるさと市町村圏」に選定されたことに併せて、基金（12億5千5百4拾7万4千円）が設置され、その運用益を活用した振興整備のための事業を本組合にて実施してきた。

その後、社会情勢の変化に伴い、国は広域行政圏施策については当初の役割を終えたという考えと「定住自立圏構想推進要綱」の策定に伴い、「ふるさと市町村圏推進要綱」が廃止された。そのため、今後は基金の取扱いも同様に関係市町村の自主的な協議によって、継続ないし見直し等を判断されることが適当であるとされた。

(2) 現状と課題

ふるさと市町村圏基金は、ふるさと市町村圏基金条例及びその他関連規程に基づき、地域経済・地場産業振興、文化振興、生涯学習、健康づくり・スポーツ活動、高度情報化事業などのソフト事業へ活用されてきた。

しかし、基金を活用するための指針等が不明確であり、基金を活用した補助事業の評価基準も未整備なことから、公正かつ効率的に事業へ配分する弾力性に欠け、本来の目的である市町村間の広域的連携の支援が適正に行えているか否かの評価が困難である。

今後、基金の活用においては、広域行政及び公平性の視点を持ち、適正な執行が図られるよう、補助金に関する指針や規程の整備が必要である。

(3) 基本方針

引き続き、中部広域市町村圏の振興整備の推進が図られるよう、関係市町村の広域連携に資する事業への支援を行い、より公平・公正に基金を活用するため、中部広域圏住民が参加しやすい仕組みづくりを行う。

適宜、基金を活用した事業の評価を行い、必要に応じ事業の見直しを行いながら、適正な執行を図る。また、広域的な行政課題及び広域にわたる振興発展に関する調査研究においても基金を活用しつつ取り組む。

(4) 実施する事業

- (1) 中部広域市町村圏事務組合理約に示された事業に対する補助等
- (2) 広域的な行政課題に関する調査研究
- (3) 広域にわたる振興発展に資する施策に関する調査研究

IV 本計画の具体的な実現 —————

IV 本計画の具体的な実現

本組合は、地方自治法第 284 条及び第 285 条に基づき設立されていることを踏まえ、関係市町村との連携・協力のもとに中部広域圏における広域行政への適切な対応及び中部広域圏全体の活性化を図るとともに、本計画のより具体的な取り組みに向け、以下の方針を位置付ける。

(1) 執行体制の整備

地方分権及び行政改革が進められる中、関係市町村においては限られた人員や財源の中で、多様化・高度化する広域的な行政需要に対応することは厳しい状況がみられる。また、現在の本組合で採用している制度（複合的一部事務組合制度）では、関係市町村の事務で広域にわたり処理することが適当なものに対して弾力的・機動的な対応を行うには制度的限界がある。このため、従来の本組合が有していた関係市町村の事務の共同処理という性格にとらわれることなく、広域行政需要へ弾力的・機動的に対応できる広域連合への移行も選択肢の一つとして考え、関係市町村と連携し、調査検討を行う。

(2) 中部市町村会等の事務事業の明確化

関係市町村を取り巻く財政状況が極めて厳しい状況にあるとの認識から、行財政改革の一環として、本組合と中部市町村会、中部振興会及び中頭地方視聴覚協議会の事務局統合が行われた。しかし、地方自治法上、特異な関係性にあることと、事務局統合されたそれらの団体を構成する市町村が一致しないことも踏まえ、中部市町村会を含む関係団体が担っている事務事業については、関係市町村による協議に基づいて事務事業を整理しつつ、本基本計画に位置付ける等、地方自治法に則った組織の整備が必要である。

(3) 財源の確保

本組合は、関係市町村の協議に基づいた事務事業に対する負担金によって運営が行われていることから、それ以外の新たな広域行政ニーズに対する財源の確保が困難なため、状況に応じた取り組みが行いにくい組織である。このため、広域行政ニーズへの適切な対応を行うため、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）等も含め、新たな財源確保に向け取り組む。

(4) 開かれた組織づくり

本組合の活動に対する住民の認知度を高めるために、多様な媒体を活用した積極的な情報発信を行う。また、あらゆる機会を通して本組合が実施する施策及び本計画の趣旨、内容の周知を図る。さらに、本組合が実施する施策について、その継続性や成果等を住民の視点に立った検証や評価を通して、開かれた組織づくりを目指す。

參考資料



